

# 各務原市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(平成26年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内のコミュニティ活動の充実及び強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が行うコミュニティ助成事業による助成金を財源とした各務原市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関して各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する事業実施主体とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、実施要綱に基づき、センターから助成の決定を受けた事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実施要綱に基づき、センターから助成の決定を受けた金額とする。

(補助金の経理等)

第5条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。